

社団法人愛知県建設業協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人愛知県建設業協会(以下「協会」という。)の会員及び協会の役職員並びに建設業団体である協会の会員(以下「地方団体」という。)の会員で、建設業の健全な発展に功績のあった者に対する表彰に関する必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の4種類とする。

- (1) 特別表彰(第3条. 個人表彰)
- (2) 地方団体表彰(第4条)
- (3) 会員表彰(第5条. 企業会員及び地方団体会員表彰)
- (4) 永年勤続表彰(第6条. 個人表彰)

(特別表彰)

第3条 特別な功績に対する表彰は、次の一に該当する者とする。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体長の推薦によるものとする。

- (1) 協会発展のために特に協力され、その功績が顕著な者
- (2) 永年にわたり建設業の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者
- (3) 多年にわたり地方団体の役員又は委員として建設業の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者
- (4) 協会会員及び地方団体の会員の会社(個人企業を含む)に多年にわたり役員又は企業経営の要職にあり、かつ建設業の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者
- (5) 多年にわたり協会の職員又は地方団体の職員としてその職務に精励し、勤務成績が良好である者
- (6) 災害に際して、地域住民の生命、身体又は財産の保護に顕著な成果のあった者

(地方団体表彰)

第4条 地方団体に対する表彰は、次の一に該当する団体とする。

- (1) 団体の運営を円滑に行うとともに、加盟会員の経営の合理化、企業倫理等の向上に努め、他の団体の模範となる団体
- (2) 積極的に社会貢献活動等に努め、他の団体の模範となる団体

(会員表彰)

第5条 会員に対する表彰は、次の一に該当する者とする。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体長の推薦によるものとする。

- (1) 経営の合理化並びに技術の向上等に努め、健全な建設業の発展のためにその成果が顕著な会員

- (2) 労務及び福利厚生等の改善に努め、職員の能率増進にその功績が顕著な会員
 - (3) 会員相互の倫理の向上等に努め、健全な建設業の発展のためにその成果が顕著な会員
 - (4) 環境に配慮した建設業の推進に努め、その成果が顕著な会員
 - (5) 積極的に社会貢献活動等に努め、その功績が顕著な会員
- (永年勤続表彰)

第6条 会員の職員(従業員)及び地方団体の会員の職員(従業員)で、25年以上にわたり、よく職務に精励し、勤務成績が良好である者に対して行う。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体長の推薦によるものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、愛知県建設業協会会長(以下「会長」という。)が行う。

- (1) 特別表彰は、感謝状と記念品を贈呈して行う。
- (2) 地方団体表彰及び会員表彰は、表彰状を贈呈して行う。
- (3) 永年勤続表彰は、表彰状と記念品を贈呈して行う。

(表彰に対する申請又は推薦)

第8条 表彰の申請又は推薦をしようとする者は、厳選に行わなければならない。

2 前項の規定に基づく表彰の申請又は推薦は、別に定める様式によって行う。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、必要の都度行う。

(表彰審査会)

第10条 表彰の審査は、協会の総務委員会(総合企画専門委員会を含む。)において行う。

(退職者又は死亡した者の表彰)

第11条 表彰の授与の決定後に退職又は死亡した者は、退職又は生前の日に遡って表彰することができる。故人に対する感謝状又は表彰状と記念品は、その遺族に交付する。

(雑則)

第12条 この規程の運用に関して必要な事項は、会長が定めるところによる。

附 則

昭和53年 9月11日

平成14年 3月 22日

平成14年10月 25日

平成16年 7月 1日

平成19年5月 1日 この規程は、平成19年5月1日から実施する。昭和53年9月11日の原規程は、廃止する。